

●香川県教育委員会告示第3号

香川県文化財保護条例（昭和30年香川県条例第17号）第4条第1項の規定により、次の表に掲げる有形文化財を香川県指定有形文化財に指定する。

令和7年8月29日

香 川 県 教 育 委 員 会		
名 称 及 び 員 数	所 在 地	所 有 者
金刀比羅宮所蔵 高橋由一筆油彩画群 27面	仲多度郡琴平町892番地1	宗教法人 金刀比羅宮
渡舟 小林萬吾筆 1面	高松市玉藻町5番5号	香川県